

「令和7年度福岡県入院者訪問支援事業第2回訪問支援員養成研修」

受講者を募集します

福岡県では、精神保健福祉法の改正に伴い「入院者訪問支援事業*1」を実施しています。
この度、同事業における訪問支援員*2の養成研修を開催いたしますので、皆さまからのお申込みをお待ちしております。

*1 入院者訪問支援事業とは――

医療機関外の方との面会交流が途絶えやすい、市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣する事業です。

*2 訪問支援員とは――

- ・精神科病院に入院中の方の立場に立って面会交流を行う人。
- ・資格等の制限はなく、国で標準化された研修を受講し、都道府県等が任命した者が担うことができる（当事者や保健医療福祉業務の従事者、弁護士、一般市民等）。
- ・精神科病院を2人1組で訪問し、支援対象者からの生活に関する一般的な相談に応じ、体験や気持ちを丁寧に聴く。
- ・支援対象者が困りごとを解消したり、希望する支援を受けるためにはどうすれば良いのかを対象者に情報提供する。

※訪問支援を実施した場合、県の規定に基づき、謝金及び交通費を支給します。

<研修の概要>

1 日時（演習）

令和8年3月1日（日）10:00～17:00

2 会場（演習）

福岡県精神保健福祉センター研修室（春日市原町3丁目1-7）

※演習の前に、事前にオンラインで講義（約5時間）を受講していただきます。

3 申込方法

下記 QR コード又はふくおか電子申請サービス（HARP フォーム）からお申込みください。

《ふくおか電子申請サービス（HARP フォーム）》

<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/thsm9yqH>

4 定員

8名

5 申込締切

令和8年2月17日（火）

※定員になり次第、申込を締め切ります。



<研修のお申込み・お問い合わせ先>

福岡県精神保健福祉センター社会復帰課 [担当：原田]

メール：shakai Fukki@pref.fukuoka.lg.jp 電話：092-582-7510